

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（新株予約権無償割当てに係る募集について）</p> <p>2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（以下15-6において「<u>新株予約権無償割当て</u>」という。）については、<u>新株予約権証券</u>の取得勧誘に該当することに留意する。</p> <p>法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）関係</p> <p>（新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について）</p> <p>15-6 <u>新株予約権無償割当てに係る目論見書については、当該新株予約権無償割当ての相手方が会社法第279条第2項の規定による通知を受理した日に当該新株予約権証券の取得が行われるものとして、あらかじめ又は同時に交付しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（新株予約権無償割当てに係る募集について）</p> <p>2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当てについては、<u>新株予約権</u>の取得勧誘に該当することに留意する。</p> <p>法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）関係</p> <p>（新設）</p>